

最高裁秘書第2379号

令和元年5月17日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年4月23日付け（同月24日受付、最高裁秘書第2271号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成8年7月23日付け最高裁総一第233号総務局長通知「複数の事務局次長を置く裁判所の指定及び事務局次長の員数の定めについて」（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

複数の事務局次長を置く裁判所の指定及び事務局次長の員数の定めについて

平成8年7月23日総一第233号高等裁判所長
官、地方、家庭裁判所長あて総務局長通知

下級裁判所事務処理規則（昭和23年最高裁判所規則第16号）第24条第4項の規定により、最高裁判所の定める員数の事務局次長を置く裁判所が別表のとおり指定され、当該裁判所の事務局に置く事務局次長の員数が同表のとおり定められ、平成8年8月1日から実施されます。

なお、平成6年7月22日付け最高裁総一第191号総務局長通知「複数の事務局次長を置く裁判所の指定及び事務局次長の員数の定めについて」により通知された指定及び定めは、平成8年7月31日限り、取り消されます。

（別表）

裁判所	員数
東京地方裁判所	3
横浜地方裁判所	2
大阪地方裁判所	3
京都地方裁判所	2
神戸地方裁判所	2
名古屋地方裁判所	2
広島地方裁判所	2
福岡地方裁判所	3
札幌地方裁判所	2
東京家庭裁判所	3
大阪家庭裁判所	3
福岡家庭裁判所	2